

青森県教育委員会第782回定例会会議録

期 日 平成26年3月26日（水）

場 所 教育庁教育委員会室（非公開は教育委員室）

議事目録

報告第1号	議案に対する意見について
議案第1号	青森県教育委員会教育長の任命について・・・・・・・・・・原案決定
議案第2号	青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案・・・・・・・・ ・・原案決定
議案第3号	青森県立高等学校授業料等徴収条例第2条第1項ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則を廃止する規則案について・・・・・・・・ ・・原案決定
議案第4号	青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則案・・・・・・・・ ・・原案決定
議案第5号	青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・原案決定
そ の 他	青森県中学生英語力向上のための提言について
そ の 他	職員の懲戒処分状況

平成26年3月26日（水）

- ・開会 午後1時30分
- ・閉会 午後2時
- ・出席者の氏名
鈴木秀和、豊川好司、清野暢邦、町田直子、中沢洋子、橋本都（教育長）
- ・説明のために出席した者の職
佐藤教育次長、中村教育次長、奈良参事、岡田参事、教育政策・学校教育・教職員・学校施設・生涯学習・スポーツ健康各課長
- ・会議録署名委員
豊川委員、清野委員
- ・書記
大舘利章、村上健

会 議

議 事

報告第1号 議案に対する意見について

(佐藤教育次長)

この度の案件は、県議会第277回定例会に追加提出された「平成25年度青森県一般会計補正予算(第6号)案(教育委員会所管分)」について、知事から意見を求められたものであるが、緊急を要するため、青森県教育委員会の事務の委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づき、教育長において臨時に代理し、原案に同意することとして処理したのでご報告する。

今回の補正予算の歳出予算額は、10億1千748万5千円の減額となっている。これを既決予算額と合計すると、補正後の歳出予算額は、1千303億8千108万5千円となっている。

なお、計上した歳出予算の主な事業等については、職員等人件費の年間過不足額の精査、自動設計製図装置といった特別装置及び電子計算組織等の設備整備、特別支援学校のスクールバスやスポーツ科学センターの機器の更新等のほか、事業費の実績による精査等である。

また、この議案については、先の県議会において原案どおり可決されている。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、報告第1号については了解した。

議案第1号 青森県教育委員会教育長の任命について (非公開の会議に付き記録別途)

議案第2号 青森県教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則案

(田村教職員課長)

平成24年のいわゆる「改正認定こども園法」により、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一の施設として、新たに「幼保連携型認定こども園」が創設されたところであり、その職員となる保育教諭等については、幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有が原則となっている。

この度の改正は、教育職員免許法等の改正により、保育士資格のみを有する者について、一定の期間、幼稚園教諭免許状の取得に必要な単位数等を軽減する特例制度が設けられたことから、県教育委員会に特例を申請する際の手続きについて、所要の整備を行うものである。

なお、施行期日は、規則公布の日である。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第2号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第2号は原案どおり決定する。

議案第3号 青森県立高等学校授業料等徴収条例第2条第1項ただし書に規定する特別の事由がある場合を定める規則を廃止する規則案について

(三上学校施設課長)

平成22年度から法律により公立高等学校については、授業料を徴収しないものとし、特別の事由がある場合は、この限りでないとされていたが、昨年11月に法律が改正され、公立高等学校に係る授業料不徴収制度が廃止されたところである。

法律に基づき、条例では専攻科以外の授業料及び受講料については、「特別の事由がある場合」を除き、徴収しないこととしていたが、法律改正に伴い、先般の2月定例県議会において条例を改正し、「特別の事由がある場合」を除き、専攻科以外の授業料及び受講料を徴収しないこととする特例を廃止したところである。

最後に教育委員会規則についてであるが、条例にある「特別の事由がある場合」を教育委員会規則で定めていたが、条例改正により「特別の事由がある場合」を廃止したことから、今回、この教育委員会規則を廃止するものである。

なお、施行日は、平成26年4月1日であるが、施行日前から引き続き高等学校等に在学する者については、廃止する規則の附則の規定により、従前の制度を適用することになる。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第3号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第3号は原案どおり決定する。

議案第4号 青森県総合社会教育センター規則の一部を改正する規則案

(中野生涯学習課長)

本議案は、青森県総合社会教育センターの研修施設の使用承認の制限事項を改める等のために提案するものである。

この度の改正は2点ある。まず、1点目は、同センターにおける研修施設の使用承認に係る制限事項を改めるものである。

同センターでは、これまで「営利を目的とするとき」は施設の使用を承認しないこととしてきたが、社会教育の充実振興及び県民の学習活動の進展という同センターの設置目的に合致するものであれば、受講料等を徴収する場合であっても施設の使用を認めることが合目的であり、かつ、県有施設の有効活用の観点からも合理的であると考えられることから、使用承認の制限の緩和を行うものである。

具体的には、使用承認の制限を規定する事項から「営利を目的とするとき」を削除するものである。

2点目は、平成25年12月に「青森県公文書センター」が設置されたことに伴い、「書類の保存」に関する事務に係る規定について所要の整備を行うものである。

なお、この規則は、平成26年4月1日から施行するものである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第4号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第4号は原案どおり決定する。

議案第5号 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部を改正する規則

(スポーツ健康課長)

この度の改正は、学校薬剤師の報酬年額を15万9千円から15万8千円に改めるものである。

この規則は、平成26年4月1日から施行するものである。

(鈴木委員長)

何か質問、意見はあるか。

なければ、議案第5号は原案のとおり決定することに異議はないか。

(全委員)

異議なし。

(鈴木委員長)

議案第5号は原案どおり決定する。

そ の 他 青森県中学生英語力向上のための提言について

(成田学校教育課長)

昨日、青森県英語教育改善推進協議会より、「青森県中学生英語力向上のための提言」をいただいたのでご報告する。

県教育委員会では、平成25、26年度の県の重点事業として、中学生英語力育成事業を実施しており、事業の一環として、学識経験者や国際交流関係者などで構成する青森県英語教育改善推進協議会を設置したところである。協議会では、平成25年6月から3回にわたって、本県の中学校英語教育の方向性や在り方についてご検討いただいた。

提言は、5つの柱で構成されており、①英語を学ぶ意義や異文化コミュニケーションの大切さに気付かせ、継続的に英語学習に取り組もうとする意欲を喚起する、②ALTや地域人材等を効果的に活用しながら、英語を使う機会を増やす、③確かな英語力を身に付けさせるため、具体的な学習到達目標を定める、④コミュニケーション能力の基礎となる中学生の語彙力を高める、⑤英語教育担当教員の指導力を向上させるとともに、英語の授業改善を図る、となっており、それぞれの提言について、具体的な取組方策が示されている。

例えば、提言1の「学習意欲の喚起」については、イングリッシュキャンプを実施したり、英語を使った成功体験の機会を与えたりすること、提言4の「中学生の語彙力の向上」については、青森県版の英単語集を作成すること、提言5の「英語教員の指導力向上」については、研究指定校による実践的研究や教員の研修を充実させることなどの方策が提案されている。

県教育委員会としては、提言内容を踏まえ、今後の中学校における英語教育の一層の充実に役立てて参りたいと考えている。

(清野委員)

提言2について。地域の人材の活用に関することであるが、本県には、三沢と車力に米軍施設がある。いわゆる「ネイティブスピーカー」が身近なところにいるわけであるが、この米軍関係者から協力は得られないものか。積極的に協力を依頼しているものなのか。

(成田学校教育課長)

ただいま有識者会議である協議会から提言をいただいたところであるので、今後、それらの方策については考えて参りたい。なお、今年度から重点事業で中学生の英語のキャンプをやっているが、その際は、三沢市の協力を得て、米軍基地の中で基地の体験とか、インタビュー体験とか、そういった活動に中学生が取り組んでいるところである。

(清野委員)

提言4について。参考書の専門の出版社がしのぎを削って単語集を作成し、販売しているが、今回、敢えて本県教育委員会職員が手間と時間と費用をかけてまで独自に青森県版を作る理由をご説明いただきたい。

(成田学校教育課長)

現在、県内の中学校では3つの会社の教科書を使っている。全国的には、6社の会社で中学生の英語の教科書を作っているが、この青森県版というのは、市販のものが無いので、実際の単語の使用方法がわかるように、全ての単語に、本県の教員の協力の下に例文をつけて、使用方法がわかるようにしてある。また、その例文については、対話形式を中心にまとめ、コミュニケーション能力の育成に極めて効果的となるように作成している。また、すぐに授業で使えるように、単語集の中に、ワークシートを付けている。さらに、CDにネイティブによる発音やイントネーションを録音し、耳で聞けるようにしている。このように、本県の単語集というのは、コミュニケーション活動でよく使われる単語を選定して、ワークシートなどを添付することにより、語学力を含むコミュニケーション能力がさらに向上できる特徴のある単語集と考えている。

(清野委員)

市販されている英語単語集よりも優れたものが我々で作ることができるということか。

(成田学校教育課長)

本県の実情、子どもたちに合った単語集を作るということである。

(清野委員)

無駄とは言わないが、マンパワーと予算がかかるわけであるが、限られたマンパワーと予算を英語力向上のための他の分野に振り分けた場合との比較で費用対効果を計算しているものなのか。

(成田学校教育課長)

単語集を作る上で多くの先生方が関わっているので、指導法を研究したり、どうやったら生徒に効果的にコミュニケーション能力、英語力を付けさせることができるか勉強する研修の機会にもなっていると考えている。

(清野委員)

単語集については、以前からもやっていることで、前回はいまいち活用が図られていなかった。提言書を見ると「積極的活用を働きかける」ということが盛り込まれているが、優れているならば、強制しなくても需要が高まるのではないか。もし、身内というか、本県教育委員会が作成したものだからという理由で自動的に使用させるという状況が生まれると、より良い教材を開発していく、あるいは、最良の教材を選択して使用するという合理的な判断の妨げにならないかと心配するのであるが、その辺はどう考えているか。

(成田学校教育課長)

教員は自分たちの最善の、指導しやすいような方法を研究しているが、それを超えてということではなくて、それを補う形での使用を考えている。また、単語集の使い方については、有識者の方々から様々ご意見を頂戴しているので、提言を取り入れながら対処していきたい。

(清野委員)

これから一律に使わせるということではなくて、重要な参考書の一つであるという位置付けか。

(成田学校教育課長)

基本的には、各学校で使っていただきたいと考えている。もちろん、これだけということではない。

(鈴木委員長)

他に何かご意見、ご質問はあるか。なければ、青森県中学生英語力向上のための提言の件については了解した。

そ の 他 職員の懲戒処分の状況

(田村教職員課長)

教育委員会が2月1日から3月25日までに行った職員に対する懲戒処分のうち、社会的影響が大きな事案であり、処分後速やかに公表を行った事案1及び2についてご説明する。

どちらも既に報道されているものであるが、事案1は、中南地域の高等学校の講師が、平成25年11月24日午前6時、酒気帯び運転で検挙されたことに対し、当該職員に対して停職6月の懲戒処分を行ったものである。なお、当該職員については、同日付けで辞職している。

事案2についてであるが、三本木農業高等学校の校長について、同校及び同校馬術部における不適切な財務事務等が行われたことに対する管理監督責任を問い、減給1月の懲戒処分を行ったものである。

(橋本教育長)

教職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり、指導の徹底を図ってきたが、今年度最後の定例会においても、このようにご報告しなくてはならないのは、極めて重く受け止めている。私としても、こういうことがないようにということでやってきたわけであるが、今回は特に、スピード違反等で直接の所管の県立高等学校の幹部職等が懲戒処分の対象となったところである。

県教育委員会としては、今後、教職員の服務の厳正な確保のために、市町村教育委員会

等と連携を図りながら、教職員一人一人がしっかりと自覚を持って行動する、そのことをもう一回強く働きかけ、信頼できる学校づくりに努めて参りたい。

(清野委員)

事案7について。当該教諭は体罰が癖になっているのではないか。

(田村教職員課長)

当該教諭については、本件以前にも、体罰で懲戒処分を受けていることから、関係教育委員会、校長が継続的に指導してきた。それにもかかわらず、再び体罰を起こしたもので、当該教諭の体罰に対する認識が極めて甘いと言わざるを得ない。このため、当該教諭に対し、今回も戒告という懲戒処分を行ったわけであるが、当該教諭が二度とこのようなことを起こさないよう、校長はもとより、関係教育委員会等が連携して体罰によらない指導に引き続き取り組んでいくこととしている。

(清野委員)

この後、被害生徒の保護者と学校及び当該教諭との関係は怎么样了のか。

(田村教職員課長)

当該生徒については、特に変わりなく、以前と同様に学校生活を送っている。保護者についても、問題ないと聞いている。

(清野委員)

事案8について。特異な事案であるが、管理職が刑事処分を受けたという事実に対して、当該教諭が勤務する学校の教職員、生徒の反応というのはどうなのか。学校ではどのような対応をしたのか。今現在、学校の経営に支障が出ているということはないのか。

(田村教職員課長)

本件については、教頭という管理職による不祥事であるが、職務とは直接関係のない私的なものであり、また、生徒に動揺を与えたり、不名誉な思いをさせたりすることがないよう、学校では事実関係の説明等は行っていない。しかしながら、このような非違行為は教職員に対する社会の信用を著しく損ねるものであることから、本件発生を受け、当該学校では、改めて服務規律に係る校内研修を行ったと聞いている。

(清野委員)

学校の経営には影響が出ていないということか。

(田村教職員課長)

先程お話ししたとおり、事実関係の説明等はしていないので、そう考えている。

(鈴木委員長)

他に何かご意見、ご質問はあるか。なければ、職員の懲戒処分の状況については了解した。

今年度最後に、非常に件数も多いというのは残念な結果である。どうしても一人の人間の行動パターンというのはなかなか変えられないもので、同じようなことを繰り返す傾向にあると思う。特にそういった傾向のある人には注意を促すこと。また、こうしたことが抑止できるよう、上から考えるのではなくて、下からもアイデアを出してもらおう。全体として取り組んでいってほしいと思う。